

○富良野市宿泊税条例

令和 7 年 2 月 27 日 条例第 1 号

富良野市宿泊税条例

(宿泊税)

第 1 条 この条例は、本市の魅力を高め国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 5 条第 7 項の規定に基づき、宿泊税を課する。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、法及び富良野市税条例（昭和 41 年富良野市条例第 91 号）に定めるもののほか、次の各号に掲げる用語の区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 旅館業 旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 1 項に規定する旅館業（同条第 4 項に規定する下宿営業を除く。）をいう。
- (2) 住宅宿泊事業 住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）第 2 条第 3 項に規定する住宅宿泊事業をいう。
- (3) 宿泊施設 旅館業に係る施設又は住宅宿泊事業に係る住宅をいう。
- (4) 宿泊 寝具を使用して宿泊施設を利用することをいう。
- (5) 宿泊料金 宿泊の対価として支払うべき金額であって、規則で定めるものをいう。

(納税義務者等)

第 3 条 宿泊税は、宿泊施設において、宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、宿泊者に課する。

(課税免除)

第 4 条 次に掲げる者に対しては、宿泊税を課さない。

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校（大学を除く。）が主催する修学旅行その他学校行事に参加している者
- (2) 次に掲げる施設が主催する行事に参加している者
 - ア 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園
 - イ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 9 項に規定する家庭的保

育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業及び同条第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設並びに同法第39条第1項に規定する保育所並びに同法第59条の2の規定による届出をした認可外保育施設

- (3) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
(税率)

第5条 宿泊税の税率は、宿泊者1人1泊につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 宿泊料金が20,000円未満である場合 200円
(2) 宿泊料金が20,000円以上50,000円未満である場合 300円
(3) 宿泊料金が50,000円以上である場合 500円

(徴収方法)

第6条 宿泊税は、特別徴収の方法によって徴収する。

(特別徴収義務者)

第7条 宿泊税の特別徴収義務者（以下「特別徴収義務者」という。）は、旅館業又は住宅宿泊事業（以下「旅館業等」という。）を営む者とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者を特別徴収義務者に指定することができる。

3 特別徴収義務者は、宿泊施設における宿泊者が納付すべき宿泊税を徴収しなければならない。

第8条 旅館業等を営もうとする者は、当該旅館業等を開始する日の前日まで（前条第2項の規定により指定を受けた特別徴収義務者にあつては、当該指定を受けた日から10日以内）に、宿泊施設ごとに、当該宿泊施設における宿泊税の特別徴収義務者としての登録を市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による登録の申請をする場合において提出すべき申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 特別徴収義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（個人番号又は法人番号を有しな

い者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) 宿泊施設の所在地及び名称

(3) 客室数その他設備の概要

(4) 営業開始予定年月日 (申告書を提出した日において既に営業を開始している場合にあっては、営業開始年月日)

(5) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

3 前項の申告書を提出した者は、同項各号に掲げる事項に異動があったときは、遅滞なく、その旨を市長に申告しなければならない。

4 特別徴収義務者は、宿泊施設の営業を1か月以上休止しようとするときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

5 前項の規定による届け出をした者は、当該届出に係る宿泊施設の営業を再開しようとするときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

6 特別徴収義務者は、宿泊施設の営業を廃止したときは、廃止した日から10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(納税管理人)

第9条 特別徴収義務者は、市内に住所、事務所又は事業所 (以下この項において「住所等」という。) を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるため、市内に住所等を有する者 (個人にあつては、独立の生計を営む者に限る。) のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に市長に申告し、又は市外に住所等を有する者 (個人にあつては、独立の生計を営む者に限る。) のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有する者を納税管理人として定めることについて、これを定める必要が生じた日から10日以内に市長に申請して、その承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他申告し、又は申請した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者に係る宿泊税の徴収の確保に支障はないことについて市長に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(申告納付)

第10条 特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間において徴収すべき宿泊税に係る宿泊の総数、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出するとともに、納入書によってその納入金を納入（以下「申告納入」という。）しなければならない。

2 特別徴収義務者が、申告納入すべき宿泊税額が規則で定める金額以下であること、その他規則で定める要件に該当する者として市長の承認を受けた場合には、次の表の左欄に掲げる期間に徴収すべき宿泊税に係る前項の納入申告書を、前項の規定にかかわらず、同表の右欄に掲げる日までに市長に提出するとともに、当該納入申告書に係る納入金を納入しなければならない。ただし、宿泊施設の営業を1か月以上休止しようとする場合又は廃止した場合には、その休止しようとする日又は廃止した日までに徴収すべき宿泊税について、その日から1か月以内にこれを申告納入しなければならない。

12月1日から2月末日まで	3月末日
3月1日から5月末日まで	6月末日
6月1日から8月末日まで	9月末日
9月1日から11月末日まで	12月末日

3 市長は、前項の規定による承認をした特別徴収義務者について、同項に規定する要件に該当しなくなつたと認めるときは、同項の規定による承認を取り消すことができる。

(不足金額等の納入手続)

第11条 特別徴収義務者は、法第733条の17、第733条の18又は第733条の19の規定に基づく納入の告知を受けた場合においては、当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を当該通知書に指定する期限までに、納入書によって納入しなければならない。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

第12条 市長は、特別徴収義務者が宿泊料金及び宿泊税の全部又は一部を受け取るこ

とができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した宿泊税額を失ったことについて天災その他やむを得ない理由があると認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請により、その宿泊税額が既に納入されているときは、これに相当する額を還付し、その宿泊税額がまだ納入されていないときは、その納入の義務を免除することができる。

2 市長は、前項の規定により宿泊税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当することができる。

3 市長は、第1項の規定による申請を受理した場合においては、同項又は前項に規定する措置をとるかどうかについて、その申請を受理した日から60日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

(特別徴収義務者の帳簿の記載義務等)

第13条 特別徴収義務者は、宿泊施設ごとに帳簿を備え、次に掲げる事項を記載し、かつ、第10条第1項又は第2項の規定により納入申告書を提出した日の属する月の末日の翌日から起算して3か月を経過した日から5年間保存しなければならない。

(1) 宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数及び宿泊税の課税対象となる宿泊者数並びに宿泊税額

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 特別徴収義務者は、宿泊に係る売上伝票その他の書類であって、前項各号に掲げる事項を記載したものを作成し、かつ、当該書類に記載する宿泊が行われた日の属する月の末日の翌日から起算して3か月を経過した日から2年間保存しなければならない。

(帳簿及び書類の電磁的記録による保存等)

第14条 特別徴収義務者は、前条第1項の規定により備付け及び保存をしなければならない帳簿(以下「関係帳簿」という。)の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係帳簿に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識できない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

- 2 特別徴収義務者は、前条第2項の規定により作成及び保存をしなければならない書類（以下「関係書類」という。）の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。
- 3 前項に規定するもののほか、特別徴収義務者は、関係書類（規則で定められるものを除く。）の全部又は一部について、当該関係書類に記載されている事項を規則で定める装置により電磁的記録に記録する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。この場合において、当該関係書類に係る電磁的記録の保存が当該規則で定めるところに従って行われていないとき（当該関係書類の保存が行われている場合を除く。）は、当該特別徴収義務者は、当該電磁的記録を保存すべき期間その他の規則で定める要件を満たして当該電磁的記録を保存しなければならない。

（帳簿及び書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）

第15条 特別徴収義務者は、関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム（電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下同じ。）による保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

- 2 特別徴収義務者は、関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。
- 3 前条第1項の規定により関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えている特別徴収義務者又は同条第2項の規定により関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えている特別徴収義務者は、規則で定める場合には、当該関係帳簿又は当該関係書類の全部又は一部について、規則で定めるところにより、当該関係帳簿又は当該関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係帳簿又は当該関係書類に係る電磁的記録の保存に代えることができる。

(間接地方税及び夜間執行の制限を受けない地方税)

第16条 宿泊税は、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の22の4第6号及び第6条の22の9第4号の条例で規定する法定外目的税とする。

(賦課徴収)

第17条 宿泊税の賦課徴収については、地方税関係法令又はこの条例に定めるもののほか、市税条例の定めるところによる。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(帳簿の記載及び書類の作成義務違反等に関する罪)

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第13条第1項の規定により帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなく記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は同項の帳簿を隠匿した者

(2) 第13条第1項の規定に違反して同項の帳簿を5年間保存しなかった者

(3) 第13条第2項の規定により作成すべき書類について正当な事由がなく作成されず、若しくは虚偽の書類を作成し、又は同項の書類を隠匿した者

(4) 第13条第2項の規定に違反して同項の書類を2年間保存しなかった者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項に規定する違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(納税管理人に係る不申告に関する過料)

第20条 第9条第2項の規定を受けていない特別徴収義務者で同条第1項の承認を受けていない者が同項の規定により申告すべき納税管理人について正当な理由がなく申告しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、附則第3項から第5項までの規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における宿泊（施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊を除く。）について適用する。

(経過措置)

- 3 この条例の公布の日において現に旅館業等を営んでいる者又は同日から施行日までの間において旅館業等を営もうとする者は、第8条第1項の規定にかかわらず、施行日の前日までに、同項に規定する申告書にその事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 4 前項の規定により申告した者は、その申告した事項に異動があったときは、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(準備行為)

- 5 第7条第2項の規定による指定及び第9条第1項の規定による承認並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

(賦課徴収の方法の特例)

- 6 北海道が市内の宿泊施設において宿泊料金を受けて行われる宿泊に対して課する税（以下「道宿泊税」という。）がある場合は、法第20条の3第1項ただし書の規定に基づき、道宿泊税に係る賦課徴収を宿泊税の賦課徴収と併せて行うものとする。

(道宿泊税に係る督促、滞納処分等)

- 7 市長は、道宿泊税について、宿泊税と併せて督促状を発し、滞納処分をし、及び交付要求をするものとする。

(検討)

- 8 市長は、この条例の施行後3年を経過した場合において、社会経済情勢の推移等を勘案し、宿泊税に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとし、その後においても、5年ごとに同様の検討を行うものとする。